資料Ⅲ(各サービスごと)

5. 地域密着型サービス

運営に関する基準(運営推進会議(介護・医療連携推進会議)、地域密着型サービス)

【指導事例】

・ 地域密着型通所介護については、運営推進会議を概ね6月に1回以上開催する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、臨時的な取扱いについては終了したにも関わらず、運営推進会議を開催していなかった。

運営推進会議を適切に開催したうえで、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

また、運営推進会議における報告、評価、要望及び助言等については記録を作成し、公表すること。

- (参考) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に 関する臨時的な取扱いについて」(令和5年5月1日厚生労働省事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/001093399.pdf
- Tips) 各地域密着型サービスにおいて、開催頻度等が異なるため、「運営推進会議等の概要」(社保審-介護給付費分科会 第193回(令和2年11月16日)資料6を添付していますので、確認してみてください。